

## 「民工子弟学校」 上海における「民工」子女教育問題

山口 真美

### はじめに

中国においては従来、経済計画の便宜上社会が農村と都市とに二分され、人口も厳格な戸籍管理によって農村戸籍と都市戸籍とに分けて管理されていた。このような二元的な社会構造のあり方とそれを規定する諸制度は 1978年以降の改革開放路線の中で徐々に現実と整合しなくなり、その限界が議論されてきた。しかし、それらの制度の最も根幹を成す戸籍制度を始めとして、都市・農村戸籍間の区分と格差は今も存在している。残存するこれらの制度が現代中国社会の構造変動を制限、抑制しているとの見方がしばしばなされるが、同時にいくつかの変化も見られるようになってきている。

従来、戸籍制度は人々の諸機会へのアクセス手段の有無を決定づけていた。それは、都市での居住権、配給切符による食糧・基本的な生活物資の供給、都市国有部門での就業、教育の機会、医療・年金などの社会保障・福利厚生サービス、物価手当などを保証された都市戸籍と、それらをそれぞれの戸籍所在地において基本的に自給・自弁することを求められた農村戸籍との格差を内包する制度であった<sup>1</sup>。

これらの制度も市場経済体制への移行を本格的に推し進める 90年代に入ってから見直され、上述した都市戸籍の諸権利のうち、特に経済的性格の強い就業、食糧・生活物資の購入などの分野に関して改編・撤廃が実施されている<sup>2</sup>。

これら制度の変遷、また改革開放に伴い都市部での労働力需要が増大したこともあり、「民工潮」と呼ばれる農村から都市部への労働力移動は 80年代半ばから毎年その規模を拡大してきている。また、規模の拡大とともに出稼ぎの形態にも変化が見られる。従来は若年男子の単身での出稼ぎが大部分であったのに対し、90年代以降、家族を伴って都市部へ移動する「挙家移動<sup>3</sup>」型の出稼ぎの趨勢が目立ってきていることである<sup>4</sup>。家族を伴っての都市生活の中では、居住地の周辺住民との関わりや子供の成長過程において、現行制度の限界に直面することがしばしばである。中でも、制度的対応が遅れており、また「民工」たちにとって切実な子女教育の問題において、下からの変化とも呼びうる現象が見られているので、ここに紹介したい。

本稿では、先行研究<sup>5</sup>及び筆者が 1998年 8月と 12月に上海市において行った現地調査の結果を報告し、「民工子弟学校」運営に見られる一連の動きを、現代中国の二元的社会構造を揺るがす変化の兆しとして考察する。

### 1. 上海の「民工」子女教育 上海市行政の取り組み

#### (1) 上海市の「流動人口」

上海市の 1996年末の総人口は約 1,419万人<sup>6</sup>である。このうち上海戸籍を持たない「流動人口」数としては、先行研究の多くが 1996年の上海市政治協商会議の公表数値を採用し、約 600万人うち上海市で正式な登録をしている者が 330万人と一般的に見ている<sup>7</sup>。この「流動人口」中、ほとんどが出稼ぎ目的で上海に流入するいわゆる「民工」であり、彼らの収入についての正確な統計はないが、従事する職業や雇用形態から判断して、都市の中下層労働者がほとんどを占める。上海市での「民工」世帯の世帯形態に関しては、表 1-1、1-2からわかるように単身者の世帯数が最も多いものの、家族 2人以上の世帯も 30%を上回っており、婚姻状況では既婚者が 62.3%を占めてその半数近くが配偶者と上海で同居している。また、表 1 中には示されていないが、既婚者の子供のうち 31.6%が親と上海で同居していることがわかっている<sup>8</sup>。このような子供のうち、学齢期の児童に関しては上海市統計局の 1998年「流動人口」調査結果によると、1996年の上海市の「流動人口」中、学齢児童・生徒(6~14歳)は 20万人余りと推算されており<sup>9</sup>、これはほぼ妥当な数値だと考え

られる。

表1 上海の「民工」の生態

1-1 「民工」の世帯主の婚姻状況

1-2 家族人数別の世帯数と構成

	人数(人)	構成 (%)	構成 (%)		世帯数(戸)	構成 (%)
未婚者	1,675	37.7		単身者	2,854	64.2
既婚者	2,733	62.3	100.0	2人家族	766	17.2
配偶者:在上海	1,308	29.4	47.2	3人家族	574	12.9
配偶者:在故郷	1,419	31.9	51.2	4人以上家族	254	5.7
配偶者:その他	46	1.0	1.7	合計	4,448	100.0

出所：嚴善平「中国の大都市における『民工』の生態 北京市と上海市の場合」(『東亜』1996年第352号)

### (2) 「流動人口」中の学齢児童・生徒の教育問題

さて、これら「流動人口」中の学齢児童・生徒の教育問題が注目されるのは、中国の教育制度が戸籍制度に密接に関連した制度だからである。上述したように、都市部で子女に教育を受けさせる機会は、都市戸籍を持つ者のみに認められた権利である。中国の「教育法」によると、中等教育(日本の中学・高校教育に相当)以下の教育は各地方人民政府が管理し、高等教育(大学、専門学校教育)以上については国務院、省、自治区、直轄市人民政府が直接管理するものと規定されている<sup>10</sup>。つまり、中国においても近年熱心に普及キャンペーンが行われている義務教育にあたる小学校、初等中学(日本の中学校に相当)教育は、各地方政府の管轄であり、学齢期に自らの戸籍所在地を離れた子供に対しては責任を負う機関が法律上定められていないのである。ここに「流動人口」の子供たちの教育問題の根幹がある。

### (3) 行政の取り組み

上海市において地方からの人口流入が本格化した契機は1990年に浦東新区の開発が始まったことにあるといわれ、以来、労働力としての「民工」流入が急速に拡大してきた。現在20万人余りといわれるこうした「流動人口」の子女のために上海市は2つの就学ルートを用意した。「藍印戸口」の取得と、学費以外に特別な手数料を支払うことで上海市の公立の小中学校に通うことを認める「借読」制度である。

「藍印戸口」は、「藍皮戸口」などとも呼ばれ、地方により呼称が異なるが、農村戸籍者が都市に居住することを認められる準都市戸籍ともいべきものである。取得条件や取得後の権利も地方により異なるが、上海市における「藍印戸口」は上海市内に建築面積100平方メートル以上の商品住宅<sup>11</sup>を購入した者またはその直系親族、市内で20万米ドル以上の投資をして2年以上事業を展開する外国人と香港、台湾、マカオの資本家、市内で100万人民元以上の投資をして2年以上事業を展開している他省・市の事業単位や個人、上海にある国家機関や企業・社会団体などの事業単位に3年以上勤続している他省・市出身者で高等中学(日本の高等学校に相当)以上の学歴を持つ者等に認められるもの<sup>12</sup>で、取得対象として想定されているのは上海市の「流動人口」中のごく一部である外国人、香港・マカオ・台湾の資本家、そして何らかの方法で成功したごく一部の「民工」出身者であろう。当然ながら、大多数の「民工」はこの範疇には入らない。また、上海で「藍印戸口」を取得した者に付与される権利は託児所、幼稚園、義務教育段階の学校への入学、営業許可証、ガス・電話の取り付けなどに関して上海の都市戸籍所持者と同等の待遇を受けられる、というものである<sup>13</sup>。

「民工」子女の教育問題解決を想定していると思われるのが、後者の「借読」制度である。

「借読」に関しては、1992年に国家教育委員会<sup>14</sup>から発布された「義務教育法実施細則」中で規定されている。それによると、「学齢児童・生徒で戸籍所在地以外の土地において義務教育を受ける者は、戸籍所在地の県級教育主管部門または郷級人民政府の批准を受けて、居住地人民政府の関連規定に従って『借読』の申請をすることができる。『借読』をする学齢児童・生徒の受ける義務教育修業年限は戸籍所在地の規定に基づくものとする<sup>15</sup>」と規定されている。なお、この記述も戸籍所在地を離れた学齢児童・生徒が必要な手続きを経れば、戸籍所在地以外の土地において義務教育を受けることができるという権利に言及したもので、それにまつわる政府関係機関の管理責任分担等には全く触れられていないことに留意すべきであろう。

上海では1992年から市教育委員会により「借読」制度が始められた。中国では義務教育の必要経費は全額政府負担ではなく、授業料の一部と雑費（学校により異なるが、1997年の平均は計400元ほど、このうち授業料として払うのは約150元）が保護者の負担となる。「借読」制度とは、上海戸籍を持たない他省・市戸籍の生徒も、上海戸籍の生徒が払う学費・雑費に加えて「借読費」と呼ばれる費用を支払うことで上海の公立校で教育を受けることを認める、というものである。「借読費」は1992年の制度施行時には1学期（中国の学校は1年度2学期制）生徒1人につき小学校120元、中学校200元を基準として始められたものの、額は各学校が適宜定め、その収益は全額それぞれの学校運営費の補填に使われるものとされた。1998年現在平均400元ほどといわれ、中には高額な「借読費」をとる学校も存在する。上海市の公立小学校児童の保護者に対する筆者の聞き取りによると、各学校の自由裁量によって額が決められ、また領収書を発行しない特殊経費という位置づけの「借読費」は、各学校思い思いの額を設定し、教員の給料補填にされている、とのことであった。また、上海市の公立小中学校には全て制服があり、各生徒の家庭では家計の負担で夏・冬用それぞれ買いそろえなければならない。その他、課外活動として各学期に数回行く動物園、博物館、公園などへの参観活動の度に、保護者が入場料、交通費などを負担しなければならない。授業料・雑費、「借読費」に諸々の課外活動費等を加えると、上海市の公立校での「借読」には1学期少なくとも1000元ほどの費用がかかるということである。

「借読」の条件として、「借読費」を払うこと以外に「八証」と呼ばれる8種類の証明書（保護者の身分証明書・暫住証明書・就業証明書・健康証明書・計画出産証明書、後見人証明書、児童・生徒の出生証明書と健康証明書）の提示が必要とされている。これは、中国の学校に「単位」としての、人口の動態を把握する機能が付与されているためである。

「借読」制度の普及程度には上海市内でも地区によりばらつきがある。徐匯区は上海市の外地戸籍児童・生徒就学問題対策のモデル地区<sup>16</sup>であり、「借読」に必要な手続きの簡素化が規定されている。同区政府の発表によると1996年の外地戸籍の学齢児童・生徒推定数9550人に対して、「借読」制度を利用して上海の公立校に通っている児童・生徒数が7,950人と、約83%を占めている。しかし、モデル地区でない閔行区では、同推定数15,210人に対して、実際の「借読」生は5,582人で36%でしかない<sup>17</sup>。

この2つの区の「借読」制度普及率を比較すると、「借読」制度普及の障害になっている原因として次の2点が指摘できる。第1に、徐匯区では手続きを簡略化して、児童・生徒の保護者が暫住許可証明書さえあれば居住地近くの公立学校で「借読」手続きをとれるようにしたのであるが、それによってかなりの割合の児童・生徒が「借読」制度を利用できるようになった。このことから、「八証」をそろえることが多くの外地戸籍の保護者にとって難しいことがわかる。実際、出稼ぎ目的で故郷を離れる際にこれらの書類を漏らさず用意して行くことは難しく、また中には戸籍地を離れた後に2人目、3人目の子供を出産し、計画出産書がもらえなくなるケースや、子供を戸籍登録せず、いわゆる「黒孩子（やみっ子）」であるために子供自身の出生証明書や戸籍が存在しないこともある。第2に、モデル地区においても普及率が83%でそれ以上にならないことには、かかる費用の高さや親の判断が関係してくると考えざるを得ない。これに関しては、以下3(3)でさらに考察する。

## 2. 「民工子弟学校」 「民工」の側からの取り組み

前節で「流動人口」中の学齢児童・生徒教育問題に関する上海市行政の取り組みをみてきたが、「流動人口」中の低収入の出稼ぎ労働者である「民工」子女の教育問題はこれらの措置によって十分に解決しているとはいえないのが現実である。こうした現状の中で、近年上海では「民工子弟学校」と呼ばれる小規模な学校ができ、多くの出稼ぎ労働者家庭にとっては子女教育問題解決のための1つの現実的な選択肢となっている。

### (1) 「民工子弟学校」とは

上海にできた最初の「民工子弟学校」は1992年に開設されたとされ、1996年現在、上海市内にこのような学校が100校から200校あるといわれている。これらの学校は上海市の政府関係機関からは正式の運営許可を得ておらず、その意味では非公式の学校である。しかし、多くの「民工子弟学校」の背後には「民工」の送り出し地域である地方教育委員会による支持があり、その意味では完全に非公式の学校ともいえない。なお、「民工」とは中国語で戸籍所在地を離れて出稼ぎをする農村戸籍の労働者を指し、「民工子弟学校」は出稼ぎ労働者の子供の学校、という程の意味である。また、現時点では「民工子弟学校」のほとんどが小学校であるため、本稿中での「民工子弟学校」は基本的に全て小学校を指すものとする。

上海の「民工子弟学校」については、上海市の華東師範大学の大学院生である劉翠蓮、李太彬、李軍による調査研究、『太陽將同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』(1997)が唯一の本格的学術調査研究である。彼らの調査は1997年3月から5月にかけて、上海市内でも最も「民工」の集中している西部の3つの区(徐匯区、長寧区、閔行区)にある「民工子弟学校」中の13校を訪問して準備調査をし、その中から5校を対象により詳細な二次調査をしたものである。劉らの調査では、「民工子弟学校」の教育施設としての側面を中心として、学校の設備、教員資格や運営のあり方が詳細に調査されている。その結果、これらの学校のほとんどが運営・設備や教育カリキュラムの面で政府の基準を十分満たしておらず、義務教育機関としての妥当性に問題がある点、国や地方政府にとってこれらの学校は管理が難しい点などの問題を挙げつつも、一方で「民工子弟学校」が「民工」子女の就学問題の解決に貢献しており、過渡期の教育手段としては今後管理・監督をした上で認めて行くべきだとして、全体としては積極的に評価している。

以下では、劉らの調査研究及び筆者自身が行った「民工子弟学校」訪問調査をもとに現状を報告する。この調査は1998年8月と12月に行い、劉らの調査対象であった13校のうち4校と、13校に含まれない1校を訪問して校長及び数人の教員に対する聞き取りを行ったものである。なお、筆者の調査においては、明確な「民工」コミュニティは特に存在せず、中国の他の都市に比べても「民工」達の間での結束が強くない上海において、なぜ「民工子弟学校」建設、運営の動きがあったのか、どのような力学によって学校が営まれているのかに注目した。

ここでは、「民工子弟学校」をその運営主体や学校の性格から以下の3種に類別して考察する<sup>18</sup>。

- A : 創設時に「民工」送り出し地域の教育委員会が主導して上海に設置したもの。現在、各学校と地方教育委員会とのつながりの強弱には学校ごとに差があるが、児童の卒業資格、授業カリキュラム等いくつかの面で地方教育委員会との連携関係にある。
- B : 個人の発案により独自に始められたもの。これも、児童の卒業資格、授業カリキュラム等の点ではいずれかの地方教育委員会の協力を得ている。
- C : 個人が経営し、私塾形式で最低限の授業が行われるのみの「学校」。児童の進級、卒業試験等は行われず、卒業証書も発行されない。

A、Bの学校は地方教育委員会の協力を得て児童の学籍管理をそれぞれの学校で行い、卒業証書の発行もできる、学校としての形態を比較的整えた学校である。中には規模の大きい学校もある。Cの学校は学校としての形態を整えておらず、規模も小さい。なお、このCのタイプの学校の中には、正規の教員や授業カリキュラムを持たずに営利目的で生徒を集め、レベルの低い授業をしたり、授業料を取り逃げするなどの悪質な学校も存在する<sup>19</sup>。筆者の訪問した5校のうち、船漲小学校、育才小学校、双長小学校の3校がAのタイプの学校であり、公豊小学校がBのタイプ、調査を歓迎されず、簡単な聞き取りしかできなかったHW小学校（筆者注：仮称）がCのタイプの学校であった。以上、3種類の学校のうち、主にA、Bのタイプの学校を対象として調査を行った。

## （2）「民工子弟学校」の起こり

### 地方教育委員会主導型の学校開設の事例 タイプAの学校<sup>20</sup>

「民工子弟学校」が初めに上海に現れたのは1992年のことである。現在、上海の「民工子弟学校」はいくつかの異なる省の教育委員会を支持基盤としているが、ここでは上海で最初の「民工子弟学校」を創設した安徽省寿県教育委員会の学校設立までの動きをみてみたい。

1991年に安徽省寿県を中心とする地域で大規模な水害があり、生活の基盤を失った多数の農民が家族連れで職を求めて上海に向かった。親の出稼ぎに同伴する形での学齢児童・生徒の省外への流出が多くなるにつれ、9年制義務教育の普及に取り組んでいた安徽省のいくつかの県の教育委員会はこのような形での子供の流出が相当数に上り、義務教育普及の障害となっていることを知るようになった。一方、学齢期の子供を連れて上海に出稼ぎに出た「民工」達は、春節などで帰郷した際に省内のそれぞれの県・市など地方教育委員会に対し、上海での子供の就学問題の解決を求めた。寿県を始めいくつかの地方教育委員会ではこうした「民工」らの要望を受けて、義務教育普及のため、上海での学校運営に協力することを決めた。

寿県では、水害の被害が最も大きく、上海に流出した「民工」数も最も多かったため、学校創設への対応が最も早かった。現在、上海市内の「民工子弟学校」中、安徽省寿県を原籍地とする学校が最も多いといわれる。劉らの調査対象であった13校の学校中では5校が寿県籍である。寿県教育委員会は「民工」らの要望を受けて上海の「民工」家庭における子供の義務教育就学問題の深刻さを認識すると、上海での学校開設、運営を希望する教員を県内から募集した。すると、このころから増え始めていた「下岗」（レイオフ）や退職で職を失った教員、大都市上海での生活にあこがれる若い教員などがこれに応えて参集した。寿県教育委員会では上海での学校創設に一定の条件を付けた。それは、創設者（校長）は4年以上の教員経験を持った者でなければならないというものである。

当時、安徽省寿県の船漲小学校の校長であった朱恩旭は退職を5年後に控えていた。朱校長の周囲の知人や児童の中にも、1991年の水害の後家族で上海に出ている「民工」やその子供達が多かった。彼らの強い求めを受け、上海に住んでいるために就学機会を奪われている子供達への義務教育普及に意義を感じた朱校長は、故郷での安定した教員生活を離れて上海で学校を創設する決意をしたという。

このように、「民工」とその要望に応じた地方教育委員会の求めに参集した地方の教員達が、上海で民家を賃貸して粗末な設備の学校を創ったのがタイプAの「民工子弟学校」の起こりである。

### 個人による学校創設の事例 タイプBの学校<sup>21</sup>

正式名称「民弁江西省広豊県駐上海民工子弟学校」（以下、広豊小学校と略称する）は、教育委員会主導ではなく、校長の個人的な努力によって創設され、運営されている「民工子弟学校」である。

江西省広豊県は国により貧困県の1つに指定された貧困地域で、人口過剰と土地不足のために毎年40万人が県外で出稼ぎをして生計を立てているという出稼ぎ労働者送り出し地域である。広豊小学校の創設者であり校長でもある汪希岳は、江西省広豊県出身の36歳（1998年当時）の男性で、大卒の学歴を持つ共産党員である。江西省広豊県の鎮政府の役人であったが、改革開放の波の中で自ら官職を捨てて「下海」し、1993年に引越し運搬業の民間会社を始めた。事業は順調に進み、事業の拡大と共に会社の抱える労働者も増えたと同時に、彼らの子女で親と共に上海に住んでいるために学齢に達しても小学校に通えない子供達の存在が気にかかるようになった。

会社の事業が軌道に乗り始めた彼は、収益の中から資金を出してこの子ども達の為に学校をつくることを決意し、江西省教育委員会、広豊県人民政府、広豊県教育委員会、上海市教育委員会、学校建設予定地の徐匯区教育局などの関係部門で申請手続きをした。1992年2月に試験的開校に漕ぎ着け、自社社員の子を全員無料で入学させた。同年7月、広豊小学校は広豊県教育委員会から上海における小学校運営の許可証<sup>22</sup>を受け、年度始めの9月から正式に開校した。なお、この時から基本的に全ての児童から学費を徴収すると共に、社員の子であるかないかに関わらず、上海に住む「民工」子女が誰でも入学できるようにした。

### (3) 「民工子弟学校」の実態

まず、劉翠蓮らの調査対象であった13校について正式名称と学校の性質が2(1)で示したA、B、Cのどのタイプにあたるか、以下の表2で見てみたい。

表2 上海市の「民工子弟学校」13校の名称、類別一覧

	学校略称( )内は改名後の新校名	学校正式名称	類別(注1)	許可証(注2)の有無
徐匯区	鄧都小学校	安徽省寿県鄧都小学	Aのうち独立	有
	利新小学校	安徽省寿県利新小学	B	有
長寧区	船漲小学校	安徽省寿県船漲小学	Aのうち独立	有
	広豊小学校	民弁江西省広豊県駐上海民工子弟小学	B	有
	稚心小学校	江西省上饒稚心小学	B	有
閔行区	城関第六小学校	安徽省南陵城関鎮第六小学	B	無
	韓廟小学校(育才小学校)	安徽省霍邱新店鎮韓廟小学	A	有
	城北小学校(双長小学校)	安徽省寿県城北郷城北小学	A	有
	郭元小学校	安徽省穎上県紅星郷郭元小学	B	無
閔行区	北金更46号教学店	(正式名称なし。創設者の戸籍地は江蘇省連雲港市。学校名は学校所在地の地名。)	B	無
	卉園教学店	安徽省寿県隱賢山小学卉園教学点	A	有
	蒋家塘小学校	(正式名称なし。創設者の戸籍地は安徽省寿県。学校名は学校所在地の地名。)	B	有
閔行区	自発小学校	安徽省寿県肥東自発小学	B	無

(注1) 学校の類別は、先行研究中の類別(文末注18を参照)をA、をBと置き換え、また筆者の調査による結果と出所の表による記載が一部異なるため、筆者の知る限りで一部訂正したものである。また、「Aから独立」と表記した2校の独立の根拠についても先行研究中に特に言及がない。

(注2) 「許可証」とは、学校原籍地教育委員会が発行する「社会力量办学許可証」(民間による学校教育許可証)のことを指す。

出所：劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学 1997年、表1の記述に基づいて筆者が作成

「民工子弟学校」の規模と設備

「民工子弟学校」は中国語で俗に「棚户学校」(掘って建て小屋の学校)とも呼ばれ、設備が貧弱で規模の小さい学校が多い。調査対象となった13校のうち、約半数の6校が生徒数50人以下の小規模校であることからその規模が全体に小さいことがうかがえる。

表3 上海市の「民工子弟学校」13校の生徒数

生徒数	学校数	学校名
1-50人	6校	利新小学校、稚心小学校、城関第六小学校、韓廟小学校、北金更46号教学点、自発小学校
51-100人	3校	蒋家塘小学校、城北小学校、郭元小学校
101-200人	1校	広豊小学校
201-300人	1校	船漲小学校
301-400人	1校	鄂都小学校
401人以上	1校	卉園教学点

出所：劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学 1997年、4ページ、表2)

また、これらの学校のうち、9校の学年別生徒数は以下の表4の通り、そのうち5校の学校用地、校舎の状況については表5の通りである。

表4 上海市の「民工子弟学校」9校の生徒数学年別分布表

学校名	就学前 クラス(注)	1年	2年	3年	4年	5年	全校生徒数
韓廟小学校	0	19	8	2	0	0	29
稚心小学校	22	18	0	0	0	0	40
自発小学校	0	42	0	0	0	0	42
蒋家塘小学校	22	34	13	0	0	0	69
城北小学校	0	41	24	18	0	0	83
広豊小学校	89	76	24	0	0	0	189
船漲小学校	30	100	57	26	21	16	250
鄂都小学校	70	150	61	58	31	0	370
卉園小学校	0	200	130	85	75	0	490
合計	233	680	317	189	127	16	1072

(注): 就学前クラス(「就前班」とは、地域や学校によって設けられることのある就学準備クラスのこと、このクラスへの入学は義務ではないが、設けられている地域・学校ではほとんどの児童が通う。幼稚園のない農村部に多い。

出所：劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学 1997年、5ページ、表3

表4の学年別生徒数から、全ての学校で高学年ほど生徒数が少ないこと、5年・6年までの全学年<sup>23</sup>をそろえている学校が1校しかないことがわかる。この原因としては、「民工子弟学校」創設の歴史が浅いため、初年度に入学した生徒がまだ高学年に達しておらず、現在の高学年クラスの生徒はほとんどが地方の学校からの編入生であること、親が出稼ぎに出る際に、年齢が大きくなった子供は故郷の親戚や知人のもとに残して来やすいが、低

学年の子供は親が身边において育てたがる、という事情などが考えられる。現在のところ、「民工子弟学校」がほとんど小学校であることも、以上の理由から説明できる。

表5 上海の「民工子弟学校」5校の学校用地状況

学校名	校舎の使用形態	教室数	運動場面積(m <sup>2</sup> )
卉園小学校	公団住宅の2戸分を借用	7	100
郢都小学校	学校所在地の村所有の養豚場用地を賃貸し、創設者が投資して校舎を建設	6	360
広豊小学校	野菜市場の中の公団住宅を借用	5	60
蔣家塘小学校	農民の民家家屋を借用	3	50
稚心小学校	2DKのアパートを借用	2	30

出所：劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学 1997年、6ページ、表4

先行研究では、これらの学校の設備状況について、どの学校でも生徒数に対して教室や運動場の面積が極端に小さいこと、また郢都小学校以外の4校は全て民家を賃貸して教室として使っているため採光条件が悪く、教室としての最低条件を満たしていないことを指摘している。限られた収入の中で運営していかなければならない「民工子弟学校」の現実を反映した校舎、施設の状況と見るべきであろう。資金不足の為に、ほとんどの学校で上海市の公立校から譲り受けた中古の机や椅子を使用しているが、これらは一部安価で購入したもの、一部は寄付されたものである。また、中国の小中学校では一般に給食制度はなく、生徒は昼休みに帰宅して食事をする。しかし、いくつかの「民工子弟学校」では共働きの多い生徒の家庭に配慮して、給食調理のための人員を抱え、希望する生徒には有料で昼食時に給食を提供している。

#### 「民工子弟学校」の生徒と教員

「民工子弟学校」の生徒には、以下の4つの特徴がある。出身地が様々であること、1学年の生徒の年齢が平均的就学年齢を大きく上回っていること、両親のほとんどが上海の「民工」の中でも中下層を占める労働者であること、頻繁に転居・転校すること、である。

表6 「民工子弟学校」の一部生徒の出身地一覧<sup>24</sup>

出身省	安徽	江西	山東	江蘇	福建	河南	湖北	浙江	四川	合計
人数(人)	31	12	5	3	3	1	1	1	1	58
構成(%)	53.5	25.9	8.6	5.2	5.2	1.7	1.7	1.7	1.7	100.0

出所：劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学 1997年、18ページ、表15

表6では標本数が少ないため、正確な詳細はわからないが、生徒の出身地が多様であり、その中では安徽省出身の生徒が最も多く、過半数を占めていることがわかる。全ての「民工子弟学校」で、生徒の入学に際して出身地を問うことはなく、様々な戸籍を持つ子供達を分け隔てなく生徒として受け入れている。これには学校運営上、ある程度生徒数が集まらないと不都合であるため、また教員の教育者としての正義感から、等の理由が聞かれた。

生徒の年齢については<sup>25</sup>は、卉園教学点の生徒に対する先行研究の調査結果から、通常の就学年齢を上回る生徒の比率が91.5%、中でも1～2歳上回る例が最も多く、73.7%を占めていることがわかる。原因としては、両親と共に上海に出てきた後、通学できる学校が見つからず入学が遅れる、故郷の学校の授業の水準が低く、基礎学習不足のために上海の学校の授業について行かれず留年する、等の例が挙げられている。

生徒の両親の職業については<sup>26</sup>は、最下層の商業サービス（野菜・果物売り、朝食用の点心売り、廃品回収、肉屋の屠殺係など）に従事する父親が 46.6%、母親が 32.8%で最も多く、他に工場労働者や郊外の農村での農業労働者、土木労働、編み物等の手工業、掃除工などに従事する例が父親 22.4%、母親 27.6%であり、自動車修理、自動車運転、加工度の高い加工作業、雑貨店主などが父親 27.6%、母親 10.3%であった。なお、58人の児童中、母親が無職の者が 16人いた。

生徒の転居・転校が多いことは、このような親の就業状況と関係している<sup>27</sup>。郢都小学校の校長の話では同校の生徒のうち毎学期少なくとも 10%の生徒が転校・転入で入れ替わるということである。広豊小学校の 1995 年度には、1 学期に 96人いた生徒のうち、2 学期には 28%にあたる 27人の生徒が転居して学校を去った。

生徒の親の職業が、収入が低く安定性に乏しい職業に偏っていることは「民工子弟学校」の特徴である。収入も社会的地位も低い出稼ぎ労働者にとって、子供を上海の正規の小学校に通わせることには、経済的にも、社会的にも困難がある。社会的困難とは、「借読」の手続きを知らない、手続きに通じた人とのコネクションがない、などである。また、彼らは不安定な職種に従事しており、しばしば仕事場や居住地を変える。正規の学校は入学・編入手続きが煩雑で、転居の度にそのような手続きをしなければならないことも彼らにとっては不都合な要素である。

「民工子弟学校」教員の話によると、児童の入れ替わりは多いものの、都市での出稼ぎ経験から学歴や教育の重要性を実感している「民工」は、自分の子供の教育に対して熱心である傾向があり、生徒が小学校で途中退学をする例はほとんどないということであった。生徒は親の仕事の関係で上海の他の地区に転居しても、また新しい地域で「民工子弟学校」に通う例が多い。「民工子弟学校」間での転校は手続きも簡単で、頻繁であるという。また、生徒の成績が良いことを教員達がうれしそうに話してくれた。広豊小学校、育才小学校などで、地方教育委員会の統一テストの成績を比べると、同校生徒の成績は地方の小学生よりも平均点、成績優秀者の成績、共に高いとのことであった。生徒の親から学校に対して出される要望も、主に学校の学習環境や授業内容の改善要求であり、教員は保護者の教育への熱心な姿勢を強く感じている。

次に、教員について見てみよう。中国の正規の学校での教員資格は中等専門学校（「中専」：日本の中学校にあたる「初級中学」を卒業した後に進学できる高校レベルの専門学校）、高等専門学校（「大専」：日本の高校に相当する「高級中学」または「中専」卒業後に進学できる 2～4 年制の専門学校）のどちらかの師範学校、または両方を卒業することで与えられる。表 7 によると、調査対象の 5 校の「民工子弟学校」の 21 人の授業担当教員のうち、師範中専と師範大専とを加えた 13人は正式の教員資格を持った教員であり、残り 8人が無資格の教員であることがわかる。中国の農村部には「民弁教師」と呼ばれる民間の教員採用制度が残っており、公的な学校や教員が不足する辺鄙な地区の共同体が給料を払って知識人や学識経験者を招いて授業を行うことがある。無資格の教員は農村でいうならば「民弁教師」である。現在、上海の正規の公立校では「民弁教師」は認められなくなっているため、「民工子弟学校」の教員の質を資格の面から上海の公立校と比べるとすると、このような無資格の教員の存在が相違点として挙げられる。しかし、これらの学校の前籍地の公立校と比較するならば、遜色はないともいえる。

表 7 「民工子弟学校」教職員の学歴一覧

学校名	学歴 中学	高校	中専 (師範)	中専 (その他)	大専 (師範)	不明	教職員総数 (注)
卉園教学点	0	1	7	0	0	0	8
鄧都小学校	0	1	1	1	3	3	9
広豊小学校	0	4	1	0	1	0	6
蒋家塘小学校	1	2	0	0	0	0	3
稚心小学校	0	2	0	0	0	0	2
合計	1	10	9	1	4	3	28

(注) この教職数には、管理人、給食調理師などの非教育従事者7人が含まれている(同論文 14ページ表 12より)

出所：劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学 1997年、13ページ、表 10より作成

#### 財政上の学校運営・管理

「民工子弟学校」の学校運営上の資金は各学校とも基本的に生徒の保護者が学校に納める学費で賄われている。どの学校も学校としての収入は生徒の保護者からの学費収入のみであり、その他雑費などは特に徴収していない。以下表 8 に調査対象 5 校の学費一覧を挙げる。

表 8 各校の 1 学期分学費一覧

学校名	学年 就学前 クラス	1年	2年	3年	4年	5年
卉園教学点		350	350	360	370	
鄧都小学校	400	400	410	420	430	
広豊小学校	350	350	350			
蒋家塘小学校	340	360	380			
稚心小学校	300	350				
平均	347.5	362	372.5	390	400	

出所：劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛 上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学 1997年、12ページ、表 8

各学校の学費はおおよそ同程度であり、支出は校舎として使っている家屋の賃貸料、教員への給料、児童の教材費の3つである。教職員への給料は月給で支払われるが、その額は各学校がそれぞれに決めており、調査対象の5校ではその幅は400元から1100元までであった。差は大きい、上海の公立小学校教員の月給が1000~2000元であることを考え合わせると、全体に低めだと思えるべきである。ただ、故郷の公立学校での月給と比べると、同じかやや高い程度ということであった。

教員達にとって、故郷よりも高い収入は魅力の1つである。しかし、学校によっては少ない教員数で雑用も含めた学校全体の運営をしなければならない「民工子弟学校」での仕事は教員の負担が大きく、給料に見合わない、との声もあった。教員としての収入の他に、アルバイトで近所の上海人の子供に家庭教師をしている、という教員もいた。全体に、教員の離職率はそれほど高くなく、上海の「民工子弟学校」での勤務を望む地方の教員はかなり多いということであった。

各学校と原籍地教育委員会の財政上のつながりは、個人によって開校された B のタイプの学校である広豊小学校では全くない。同校では、1996年度の学校創設以来、初年度は約2万元の赤字、97年度は過不足なし、98年度は多少の黒字が見込まれているが、赤字は校長自ら補填し、黒字分は学校の教具・施設の充実に当てるとのことである。筆者が訪問

した A のタイプの学校 3 校では状況が異なり、育才小学校では教育委員会とのつながりが強く、学校の収支記録帳簿を学校原籍地の教育委員会が調べ、足りない場合は補填するということであった。多くの場合、収支は赤字であるという。それに対し、双長小学校、船漲小学校では、学校原籍地の教育委員会から財政的支援を受けてはいない。

#### 授業カリキュラムと卒業資格

先行研究及び筆者の調査対象となった全ての A、B のタイプの学校で教育カリキュラムと教材は学校原籍地の教育委員会の規定に沿ったものを採用している。A、B の学校はどちらも、生徒の学籍管理を行う、手続き上正式な学校である。生徒はそれぞれの学校で学校の規定する 5 年または 6 年の過程を卒業すると、その学校において学校原籍地教育委員会の小学校卒業認定試験を受け、学校原籍地教育委員会発行の小学校卒業証明書を受けることができる。その卒業証書により児童は、自分の戸籍所在地に帰ったり、上海の公立中学校で「借読」の形をとるなどして初等中学校（日本の中学校に相当）に進学することができる。

1998 年 12 月現在、ほとんどの学校で未だ卒業年次までの全クラスがそろわず、後 1、2 年で完全な小学校としての学級編成が整うという段階にある。5 年制の各学級を既にそろえている育才小学校、双長小学校、6 年制の船漲小学校それぞれの校長に卒業生の進路を聞いたところ、大多数の児童がそれぞれの戸籍所在地に戻って中学に進学しており、上海の公立中学校に進学したり、進学せずに上海で働くといった生徒はごく少数だということであった。なお、船漲小学校の朱校長は、保護者の要望を受けて、1999 年 9 月より「民工子弟学校」中学部を開設予定であった。

#### 「民工子弟学校」のいくつかの特殊性

「民工子弟学校」は上海市政府の管理外の非公式な存在である。そのため、公立学校入学のためにはそろえなければならない必要書類の提出を求めない学校が多い。計画出産証明書や暫住証明書などの提示を求めることなく子供を入学させるこれらの学校の存在は、政府にとっては人口管理上やっかいな存在であるに違いない。しかし、これらの書類をそろえられない生徒は「流動人口」中には現実に多くおり、そのような子供にも教育を受けさせることができるのは非公式な学校だからこそだという側面もある。また、貧困家庭の生徒に対しては、筆者の調査対象であった 4 校全てで、学費の一部、または全額免除、滞納などを認めているということだった。

いくつかの、比較的規模の大きな「民工子弟学校」では、運営の過程で上海の地域社会による何らかの支援を受けている。広豊小学校では 1998 年に上海出身の台湾人実業家から 300 平方メートルの民家とそれに付随する 200 平方メートルの空き地を無償で贈られ、そこに教室を移した。また、上海第八人民病院からは、公立小学校の児童と同じ料金で予防接種を受けている。双長小学校では、上海の企業である緑地会社が校舎を建設し、安価で賃貸できることが決まっている。船漲小学校ではやはり上海の企業である勝星会社の 50 万余元の投資を受け、新しく安徽省寿県勝星実験小学校として「民工子弟学校」としては最も大規模で設備の整った小学校を建設することが決まり、1998 年 11 月に建設予定地の閔行区教育局の同意を得た。その他、多くの学校で、付近の公立校から中古の机や椅子を譲り受けている。「民工子弟学校」が、徐々に上海の社会から認識され始め、支援が集まっていると見ることができる。

### 3 「民工」子女教育に関する若干の展望

#### (1) 教育界の動き

ここで、近年の中国教育界の動向を簡単に振り返りたい<sup>28</sup>。中国における学校設立、運営は計画経済期には全て国家、つまり中央政府によって行われたが、1978 年の改革開放期以

降、国家を唯一の学校設立・運営主体とすることの弊害が出てきた。企業、事業単位、社会団体、個人などの民間の主体（「社会力量」）による学校設立、運営が徐々に起こるようになった。中央政府は1985年以降、教育体制の地方化、若干の多様化を認める方針<sup>29</sup>をとり、特に1992年の鄧小平による南巡講話以降にはこれらの学校が急速に増えた。また、1997年には国务院から「社会力量办学条例」<sup>30</sup>が公布されて具体的な措置や方向性が示された。同条例は主に職業教育、成人教育、中等教育、就学前教育を行う民間教育機関を対象とし、また義務教育を行う民間の教育機関を国家による義務教育の補助手段として奨励するものとしている。民間の教育機関は法律を遵守し、国家の教育方針を守り、教育の質を維持しなければならず、国家はその合法的權益を保障する。

こうした学校設立に関する規制緩和の動きが、「民工子弟学校」の実現に大きく貢献している。上海の「民工子弟学校」の多くが、一般に学校創設者の戸籍所在地の教育行政部門から「民間による学校開設許可証」（「社会力量办学許可証」）の発行を受けている。そのことで、一定の合法的立場を保っているのである。

中国では、1985年の「教育体制改革に関する中共中央の決定」から一貫して9年制義務教育の普及が目標とされてきた。その結果1998年の時点で小学校入学率は98.9%に達したとされる。しかし一方で、1997年の「流動人口」中に占める学齢期の児童・生徒数が相当数に上っており、義務教育普及の新たな阻害要因となっている<sup>31</sup>。

この趨勢に対して、国家教育委員会でも「民工」を主とする「流動人口」の子女教育問題対策にのり出した。1996年4月に試行<sup>32</sup>、1998年3月から正式に公布された「外地戸籍児童・生徒就学暫時措置法」（「流動児童少年就学暫行弁法」）では、主に以下の6点が定められている。外地戸籍児童・生徒の就学は流入先の土地の全日制小中学校における「借読」を主な手段とする。「借読」の申請には「流入地暫住証」の提示があれば良い。

「借読」の条件が整わない生徒は各種の学校、「教学班」などで非公式な教育を受ける。企業・事業組織・民間団体・個人などは流入地の市・区人民政府の承認を得て外地戸籍児童・生徒のための学校、「教学班」などを設置することができる。全日制小中学校は現在の校舎を利用し、退職・離職した教員など教員資格を有する者を招いて外地戸籍の生徒を対象とした「教学班」を設置することができる。これらの学校、「教学班」は相当の学業証明書を出す。流入地市・区教育行政部門はこれらの生徒のために「臨時学籍」を設け、その生徒数はそれぞれの生徒の戸籍所在地の就学者数統計に含む。流入地の市・区人民政府は生徒に対しむやみに費用を徴収する区内の学校、「教学班」に罰則を課す権限を持つ。

同法では、これまで言及されなかった「流動人口」中の学齢児童・生徒に対する、流入地政府関係部門の責任を明言している。また、「借読」に対する補助的手段として「教学班」などの非公式な教育を受けることに言及している点で、ある程度現実をふまえたものと評価することができる。

## （２）「民工子弟学校」をめぐる新しい動き

筆者が訪れた4校の「民工子弟学校」中、2校が1997年5月の先行研究の調査時点から、学校名を改名している。現在では、韓廟小学校（1996年設立）は育才小学校、城北小学校（1996年設立）は双長小学校と改名している。それぞれ校長に理由を尋ねたところ、どちらも旧校名は学校原籍地にある小学校の名前で、学校創設時にはこれらの学校の分校として上海に開校したということであった。双長小学校校長への筆者のヒアリングによると、分校時代は授業カリキュラム、使用する教科書等、全て原籍地の本校のものを使用しなければならず、学校としての自主権は小さかった。その後、教委によって本校からの独立を認められたため、改名し、旧本校である故郷の城北小学校からは完全に独立した安徽省寿県籍の双長小学校という地位になったという。本校の表2中の「独立」という表記にはこのような事情があるものと考えられる。

上海での「民工子弟学校」運営には、開校に伴う諸手続や運営の経験・知識などがないために、創設者はそれぞれに苦労してきたことがうかがえる。そのような現状から、1998

年8月に、安徽省寿県の教育委員会では上海の寿県籍の「民工子弟学校」を監督、管理する組織を作った。正式名称を「安徽省寿県教委駐滬社会力量办学管理弁公室」（安徽省寿県教育委員会上海における民間学校創設管理事務所）というこの組織は、勝星実験小学校開校後は同校内に事務所を構える予定で、活動内容としては上海にある全ての寿県籍「民工子弟学校」を把握して学校運営の状況、教育の質、学費徴収状況などに不正がないか取り締まり、新しく学校を開校する寿県籍の学校には開校時の手続きや方法を指導するとのことであった<sup>33</sup>。

上海の「民工子弟学校」の中で、船漲小学校の朱校長、広豊小学校の汪校長など比較的規模の大きい学校の校長は、いくつもの分校を持ったり、求められておなじ原籍地の他校にノウハウの指導をしたりしていた。このような組織によって学校間のネットワークができ、経験や知識を共有することが期待される。また、「民工子弟学校」の増加と共に、営利目的で開校して質の悪い授業を行ったり、学費のとり逃げをする悪質な学校の存在が増えてきたというが、これらの学校を取り締まる意味でも、各学校の校長からはこのような管理主体の確立が歓迎されている。

### （3）「民工」子女教育の今後

「借読」制度による外地戸籍生徒の受け入れについて、先行研究では公立学校の生徒収容能力上、現状では限界があると指摘している<sup>34</sup>。しかし、上述のように国家教育委員会及び地方教育行政部門による積極的な取り組みが見られるとしたら、今後「借読」制度による受け入れ基盤は拡大すると考えられる。なぜなら、近年上海市の小学校入学者数は一人っ子政策による少子化の影響を受けて急激な減少傾向にあり、1998年は卒業生数約17万人に対して入学者数約10万人であり、これは去年の入学者数に対しても約2万人の減少となっているからである。小学校入学者数は今後さらに減少し、最低時には6万～8万人になると予測されている<sup>35</sup>。また、このような公立校の正規の過程での受け入れの他に公立校の空き教室を使って、「下崗」教員、退職教員が非公式な学校や「教学班」の形での「民工」子女教育にのり出すことも考えられる。

では、通学する生徒の側に「借読」の条件は整うだろうか。現在、「民工」子女の間で「借読」制度による上海の学校への就学が普及しない要因として、経済的要因の他に、書類の不携帯や非合法滞在・計画外出産等による非合法者の存在がある。非合法的な立場にいる子供には公立の学校での「借読」は認められない。また、上海の学校では「民工」家庭の子供達が上海人の同級生に「田舎者」、「貧乏人の子」などとしていじめられるため、「民工子弟学校」に転入した、等の例もあった。

「民工子弟学校」は、上海の公立校での「借読」の道が十分に開かれるまで、少なくとも今後数年間は過渡期の教育機関として、引き続き重要な役割を担うことになる。特に、人口の流動化と共に増加しているといわれる計画外出産による多子家庭、非合法滞在者など非合法的な立場にあるために公的な学校に通うことのできない子供を抱える家庭にとっては、唯一の教育機関として、今後も重要な役割を果たし続けるものと考えられる。

### おわりに

転換期にある現代中国社会では、旧来の諸制度が廃止・改編を余儀なくされている。その転換期の変化のあり方として、「大抵の場合、現実の諸変化に突き動かされて中央政府がその重い腰を上げることが多い<sup>36</sup>」というのが中国研究者・観察者の間でのある程度共通の実感であろう。本稿における「民工子弟学校」開設の動きにおいても、発端は「民工」として個人的に上海に出た者達が制度の空白に困って起こした小規模な要求運動であった。それに応じて、彼らに最も近い行政機関である地方自治体が現行制度内での解決にのり出した。故郷を離れて各地に出稼ぎに行った「民工」達を出身地の行政が強く支持する例は中国ではしばしば見られている。そのような「民工」達、或いは各地方政府独自の小さな動きをきっかけとして生まれた変化の一つとして、彼らの動きが中央政府にも事態の再認

識や対策の変化を引き起こしていった点で、この事例は興味深い。

また、戸籍制度との関連で見ると、諸制度の廃止、改編を受けて従来都市戸籍が持っていた実質的価値が低下しつつあるといわれる<sup>37</sup>。本来は都市戸籍を持つことによってしか達成できなかった諸機会へのアクセスが、他の手段によっても達成されるのであれば、都市戸籍の実質的価値は低下し、二元的戸籍制度による格差は将来的には消滅すると考えられる。子女に教育を受けさせる権利は、都市戸籍者に残された数少ない特権の1つである。これが、「借読」、或いは「民工子弟学校」、「教学点」などの手段を通して、非都市戸籍者であっても実質的に同等程度の教育を子女に受けさせられるようになるのであれば、戸籍制度による格差を内包した分断社会が消滅・改善の方向にもう一步、進むことになる。別の側面では、現在は都市民との格差や差別に苦しむ「民工」たちが、子女教育の在り方によっては子供の将来のために進んで都市部での悪条件の労働に就こうとすることも考えられる。

最後に「民工」子女教育問題研究の今後の課題として、以下の2点を指摘したい。第1に、上海の「民工子弟学校」研究に関する課題として、上海では「民工」子女教育問題解決には「民工子弟学校」が重要な役割を果たしていたため、今後、設立過程や管理・監督における地方教育委員会の取り組みに関する調査、新しくできる勝星実験小学校<sup>38</sup>の追跡調査などが望まれる。一方で、公立校による「民工」子女受容の動きにも今後注目していく必要がある。第2に、中国の「民工」子女教育問題全体の研究にとっては、「民工」の流入が多い中国の他の都市での取り組みも検討する必要がある。例えば、上海市とほぼ同規模の「民工」流入があると考えられる北京市においては、「浙江村」、「新疆村」、「安徽村」など、同郷出身の「民工」による集住コミュニティが存在する<sup>39</sup>にもかかわらず、子女教育に関してはむしろ北京市の公立校での受け入れが中心であると報告されている<sup>40</sup>。中国の他の都市における「民工」子女教育問題との比較研究も、中国全体にとってのこの問題の構図を理解する上で今後重要になるものと考えられる。

---

\* 本稿の執筆およびその基礎となった調査過程においては、一橋大学社会学部の浅見靖仁助教授に御指導を頂いた。記して感謝申し上げたい。

1 中国の戸籍制度については、前田比呂子「中華人民共和国における『戸口』管理制度と人口移動」(『アジア経済』1993年第34巻第2号)に詳しい。

2 前田比呂子「中国における戸籍の移転と経済的価値についての分析枠組」(『一橋論叢』1998年第120巻第2号)より引用。

3 現在の中国では、「挙家」移動であっても戸籍制度の制約のため完全に戸籍所在地を離れて帰郷することのない「離村」をするケースはまだまれである。従って、ここでは「挙家離村」とはせず、「挙家移動」と記述している。

4 劉爽、武曉萍「対大城市外来労働力流入的思考——以北京市為例」(『中国人口科学』1999年第3期)、大島一二『中国の出稼ぎ労働者——農村労働力流動の現状とゆくえ』(1996年芦書房)など参照。

5 劉翠蓮、李太彬、李軍『太陽将同様燦爛——上海市西区部分民工子弟学校的調査研究』華東師範大学1997年(「第5届全国大学生課外學術科技作品競賽」参加論文)。筆者の調査時点において、これが恐らく唯一の「民工子弟学校」に関する学術的調査研究論文であった。なお、劉らの調査は義務教育実施機関としての「民工子弟学校」の存在に注目し、その有効性と限界を考察することに主眼がおかれたものである。

6 国家統計局編『中国統計年鑑』1997年版(1997年、中国統計出版社)。本稿中の上海市「流動人口」に関する統計数値は、基本的に前掲論文に依拠している。同データが1996年の数値であるため、ここでも1996年の総人口を上げる。

7 劉ほか同論文3ページ。

- 8 嚴善平「中国の大都市における『民工』の生態 北京市と上海市の場合」(『東亜』1996年第352号)
- 9 劉ほか前掲論文3ページ。
- 10 「中華人民共和国教育法」1995年3月18日中華人民共和国主席令第45号公布、1995年9月1日施行、第1章第14条。
- 11 「単位」が住宅を現物で分配した従来の住宅制度に替わり、1998年から住宅の貨幣取引が順次進められている。商品住宅(「商品房」とは、このように貨幣取引によって売買される住宅のことである。(丸川知雄編『移行期中国の産業政策』(アジア経済研究所、2000年)479ページ)
- 12 上海市法制宣傳教育領導小組弁公室他編著『外来流動人員法律基本知識』(上海人民出版社、1997年)10ページ。
- 13 同書13ページ。
- 14 1998年に始まった國務院行政機構改革により、国家教育委員会は教育部と名称を変更した(『中国教育年鑑』1999年版、156ページ)。これを受けて地方行政改革も進行中であるが、教育行政部門名についてここでは基本的に当時の名称で表記する。
- 15 「中華人民共和国義務教育法実施細則」1992年2月29日國務院批准、1992年4月4日国家教育委員会発布、第1章第14条。
- 16 1996年、国家教育委員会の「外地戸籍兒童・生徒就学暫時措置法」試行時のモデル地区に選ばれた。詳細は3(1)で後述する。
- 17 劉ほか前掲論文、3ページ。
- 18 先行研究においては上海の「民工子弟学校」を創設者の立場や意図別に以下の3種に分類して考察している。「流動人口」流出地の地方教育委員会や学校によって設置された学校、企業が自社社員及び労働者の子女教育問題の解決を目的として設置した学校、その他民間の主体(多く個人)により設置されたもので、この種の学校には許可証を持っているところと持っていないところがある(劉ほか前掲論文、4ページ)。本稿での分類は、先行研究の3分類のうち、をそのままタイプAとし、を合わせてBとした、を一括したのは、のタイプの学校は設立のきっかけは社員の子教育解決であったが、開校後は生徒募集にも特別な条件を付けることなく上海の「民工」子女を誰でも受け入れている点ではの個人により設置された学校と変わらないからである。また、学校としての形態を整えているA、Bのタイプの学校に対し、私塾的な性格の学校をタイプCとして分類した。タイプCの学校としては、先行研究の分類に含まれる許可証を持たない学校と、先行研究では対象とされなかった営利目的の学校が含まれる。
- 19 これらの学校には、「民工」家庭が直接被害を受けるばかりでなく、周囲の「民工子弟学校」も大量に生徒を取られて収入不足に陥るなどの被害を受けていることが、数校の「民工子弟学校」校長への筆者の聞き取りからわかっている。
- 20 以下の記述は、劉ほか前掲論文及び筆者の船滌小学校朱恩旭校長への聞き取りによる。
- 21 以下の記述は、民弁江西省駐上海民工子弟学校「關於“民弁江西省駐上海民工子弟学校”基本情况的報告」(1998)及び筆者の汪校長への聞き取りによる。
- 22 広豊県教育委員会発行の「広豊県社会力量办学許可証書」(1996年7月31日発行)を指す。
- 23 中国では小学校の就学年限が地域によりまちまちで5年制、6年制ともにある。
- 24 表6の生徒出身地一覧は劉らが、調査の中で無作為に行った58人の生徒についてのアンケート結果を集計したものである。
- 25 同上のアンケート結果より。
- 26 同上のアンケート結果より。
- 27 劉ほか前掲論文21ページ。
- 28 吳徳剛『中国教育改革發展報告：改革開放20年回顧与展望』(中共中央党校出版社、1999

---

年) 34~37ページ。

29 1985年「教育体制改革に関する中共中央の決定」、1993年「中国教育改革・発展要綱」など。

30 「社会力量办学条例」(1997年7月31日国务院第226号令発布)。

31 「流動人口」に占める学齡児童・生徒数に関する統計はないが、一応の目安として約200万人(1997年)という推算を参考にできる(『中国教育年鑑』編集部編『中国教育年鑑1998』(人民教育出版社、1998年)1031ページ)。

32 全国でも外来人口の多い北京市豊台区、天津市河北区、上海市徐匯区、河北省廊坊市、浙江省義烏市、広東省深櫃市羅湖区の6地区が同法の試行地区として選ばれた。

33 同事務所の許正杉主任への電話によるヒアリングより。

34 劉ほか前掲論文3ページ。

35 「解放日報」(上海)1998年6月23日版、第6面。

36 前田比呂子「中国における戸籍移転政策——農村戸籍から都市戸籍へ——」(『アジア経済』1996年第37巻5号)

37 前田比呂子(1998)前掲論文。

38 「実験小学」、「実験中学」と呼ばれる学校は各地の公立校にあるが、先進的な英語教育、コンピューター実習などを取り入れたカリキュラムを組んでおり、入学志望者も相当の高倍率になる。「民工子弟学校」の「実験小学」がどのようなものになるのか、興味深い。

39 上海には各地から来た「民工」が集住する地域はあるが、明確な同郷出身者のコミュニティは存在しない。

40 王春光『社会流動和社会重構——京城「浙江村」研究——』(浙江人民出版社、1995年)182~184ページ、周曉虹「流動与城市体験对中国農民現代性的影響——北京『浙江村』与温州一個農村社区的考察」(『社会学研究』1998年第5期)他、いくつかの論文に北京市の「民工」子女教育に関する言及があるが、全て「浙江村」に関する調査である。なお、「浙江村」は北京市の同郷出身の「民工」コミュニティの中では最も大規模で結束力の強いコミュニティであるとされる。